

令和7年度住民参画実施計画

資料③

状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
1 継続	総合計画策定事業 (行政経営課)	将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である総合計画の基本計画について、総合的かつ計画的な市政運営を図り、まちづくりの着実な推進に資することを目的としている。	協働のまちづくりを推進していくために、住民参画条例第7条第1項第1号の手法を用い、学識経験者、関係団体、公募委員で構成される総合計画審議会で、総合計画後期基本計画(案)について意見を聴取する。	地域の多様な主体の参画を促し、現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図る。	○審議会 【総合計画審議会】 総合計画後期基本計画の策定に関し調査研究し審議する機関として委員会を設置する。調査研究し審議した結果等については、市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。
2 継続	地方創生推進事業 (行政経営課)	本市の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及び今後5か年の本市の実情に応じた施策の方向性を提示する那珂川市総合戦略の検証及び見直しを行い、本市のまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	協働のまちづくりを推進していくために、住民参画条例第7条第1項第1号の手法を用い、学識経験者、関係団体又は企業の職員、公募委員で構成される地方創生推進委員会で、第3期那珂川市まち・ひと・しごと創生-人口ビジョン・総合戦略の取組に関して意見を聴取する。	産官学金労言など地域の多様な主体の参画を促し、地方創生の取組について、現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図る。	○審議会 【地方創生推進委員会】 総合戦略の策定、効果の検証及び見直しに関し調査研究し審議する機関として委員会を設置する。調査研究し審議した結果等については、市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。
3 継続	住民参画条例事業 (総務課)	住民が市の政策立案、施策運営等の過程に参画するために必要な基本的事項を定めることにより、住民と市の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。	住民参画条例第6条に規定されている住民参画の対象となる施策に関し、同条例第7条に規定の方法を用いて広く住民からの意見等を募ることで、施策の参考とする環境をつくる。また、総合計画等に基づく施策が同条例の規定に沿って適切に取り組みされているかを審議する場として、住民参画推進委員会を組織している。	総合計画等に定める施策に関し、自発的に意見を出してくれる住民を増やしていきたい。しかし、住民参画の手法の1つであるパブリックコメントがよく用いられているが、意見がないことも多く、周知方法等を検討していく必要がある。	○審議会 【住民参画推進委員会】 令和7年度は委員の改選を行うため、新たな委員にも分かりやすいように住民参画の手法が適切に用いられているかどうか委員会で審議していく。また、協働研修の動画についても進捗を報告していく。
4 継続	第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業 (高齢者支援課)	住民参画条例第7条第1項第6号(アンケート)の方法を用いて、高齢者や高齢者を支える介護者等の実態及びニーズ等を把握するため、2つのアンケートを実施する。	①「高齢者福祉に関するアンケート調査」(介護予防・日常生活圏ニーズ調査) 地域における要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況等を把握し、計画策定の基礎資料とする。 ②「在宅介護の状況に関するアンケート調査」(在宅介護実態調査) 在宅で生活している要支援・要介護者とその主な介護者の状況を把握し、在宅生活の継続に効果的なサービス利用や介護者の仕事と介護の両立を図る方策等を検討するための基礎資料とする。	高齢者の生活状況や健康状態、地域の実情等を把握する。アンケート実施に係る個人情報取扱の説明について、事業目的等に理解を得た上で回答いただけるよう、説明文を見直す必要がある。	○アンケート ①高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏ニーズ調査) 市内在住の65歳以上(一般高齢者、総合事業対象者、要支援1、要支援2)の対象者の中から2,000人を無作為抽出し、アンケートを実施する。 ②在宅介護の状況に関するアンケート調査(在宅介護実態調査) 市内在住の在宅で介護を受けている対象者の中から500人を無作為抽出し、アンケートを実施する。
5 新規	手話言語条例制定事業 (障がい者支援課)	手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する考えを定め、市の責務並びに市民等及び事業所の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進し、もって共生社会の実現に寄与する。	手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び手話を使用しやすい環境整備に努める。	条例策定過程において、市民に手話は言語であるということを知りたい。 また、手話は聴覚障がい者だけの課題ではなく、社会全体の課題であることを周知したい。 加えて、条例の施行を行う際に、聴覚障がい者部会・手話の会に意見を聴取しながら進めていく必要がある。	○審議会 【障がい者施策推進協議会】 定例会議と合わせて4回から5回実施し、条例内容について審議する。 ○住民説明会 条例制定後、出前講座にて説明する。
6 継続	男女共同参画推進事業 (人権政策課)	性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、自らの個性と能力を生かし、あらゆる分野に参画する社会を構築する。	男女共同参画審議会を開催し、那珂川市男女共同参画プランの推進状況の報告を行う。審議会での審議結果を意見としてまとめ、次年度以降の施策へ活用する。	男女共同参画プランのより一層の推進を図るため、学識経験者からの専門的な意見をはじめ、審議会委員の点検・評価に基づく意見等を聴取する。	○審議会 【男女共同参画審議会】 那珂川市男女共同参画プランの推進状況報告書を作成し、実施状況を確認する。

	状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
7	継続	こどもの権利擁護事業 (こども応援課)	社会全体がこどもの権利を保障し、こどもの育ちを支え合うことにより、こどもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる、こどもにやさしいまちを実現する。	こどもにやさしいまちづくりを推進する、こどもにやさしいまちづくり行動計画の実施状況について審議いただくため、こどもにやさしいまちづくり推進会議を開催する。	住民のニーズや実態を把握し、こどもにやさしいまちづくりを推進することで住民が自発的に市政に参画する社会の構築を目指したい。	○審議会 【子どもにやさしいまちづくり推進会議】 那珂川市こどもの権利条例に基づくこどもにやさしいまちづくりを推進していくため、こどもにやさしいまちづくり推進会議を開催し、審議を行う。
8	継続	環境基本計画年次報告書調査 審議事業 (環境課)	環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議する。	環境審議会で第3次環境基本計画(令和6年度版)に対する計画の進捗状況等について、住民意見を広く取り入れ、令和6年度の事業の報告や評価等により計画の適正な進捗管理を行う。	本市の豊かな水や緑などの自然環境について住民がどのように考えているか、目指すべき環境像に乖離がないか意見を求め、環境分野について深く考える機会を創出したい。	○審議会 【環境審議会】 環境行政の総合的かつ計画的な推進について審議するため、環境審議会を設置する。審議内容については、市HPに掲載し、住民との情報の共有を図る。
9	継続	地域保健推進事業 (健康課)	那珂川市民の健康増進を図るため、那珂川市健康増進計画を策定している。 計画の実行に当たり、健康づくり推進委員会を設置することで、市として効果的な健康増進事業を行えるよう助言をもらう体制を整える。	年に2回程度委員会を開催する。健康増進計画に定めた各種健康事業の推進を図るため、取り組み状況の報告や次年度の取り組み等について審議する。	委員は医療関係者や各種団体からの推薦委員、市民公募枠の委員で構成されており、行政目線だけではない意見を聴取したい。 公募枠の委員を募集する際、職業や地域活動で保健事業に関わったことがある方の応募となっている。	○審議会 【健康づくり推進委員会】 各団体の代表者、関係機関職員、市民公募者より構成された委員会を設置し、年に2回程度開催する。
10	必要時のみ開催	農業振興地域整備事業 (農林課)	優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための施策を計画的に実施する。	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域及びその地域の整備に関し必要な事項を定める農業振興地域整備計画の策定及び変更を行う。実施にあたっては、那珂川市農業振興地域整備事業促進協議会を設置し、意見聴取及び審査を行う。	地域農業の状況を熟知した農業者や関係機関の意見を聴取し、農地保全や農業振興施策について、実情に即した計画策定を行う。	○審議会 【農業振興地域整備事業促進協議会】 那珂川市農業振興整備事業計画を変更、更新する際に、意見聴取及び審査を行う協議会を設置する。
11	継続	道善・恵子土地区画整理事業 施行区域の変更 (都市計画課)	道善・恵子地区の土地区画整理事業について、都市計画に定められた事業区域を変更するもの。	区画整理区域の範囲について、変更案を縦覧に供し、意見を募集する。提出された意見を都市計画審議会に諮問し、内容について、有識者及び市民の意見を反映させる。	専門的な用語や内容が多いことが課題であり、住民参画にあたりわかりやすい説明を工夫することが求められる。	○審議会 【都市計画審議会】 都市計画審議会に諮問を行う。また、縦覧に供した際に意見の提出があった場合は、意見に対する対応方針を付して審議会に報告する。 ○公聴会 公述の申出期間を設け、申出があった場合に開催する。 ○住民説明会 土地区画整理組合により総会を開催予定。 ○パブリック・コメント ①原案作成後、原案を公表し、意見を募集するとともに、公述の申出を受け付ける期間を1ヶ月間設ける(那珂川市まちづくり住民参画条例第14条に基づくもの)。 ②案作成後、案を縦覧に供し、意見を募集する期間を2週間設ける(都市計画法第17条に基づくもの)。
12	継続	かわせみバス運行事業・AIオンデマンド運行事業 (都市計画課)	公共交通を必要とする市民の移動ニーズを踏まえ、公共交通機関の適切な役割分担のもと、必要な地域に必要な公共交通を導入することで、市民が生活に必要な目的地にアクセスするための持続可能な公共交通体系を構築する。	本市公共交通の在り方を検討するため、交通体系検討分科会に行政区長12名、当該組織の上位組織である地域公共交通活性化協議会に交通体系検討分科会を代表する委員4名及び公募委員2名が参画し、本市公共交通についての協議を行う。	各地区を代表する区長やかわせみバスを利用する市民の意見から、本市における公共交通の課題を吸いあげ、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。	○審議会 【地域公共交通活性化協議会、交通体系検討分科会】 地域公共交通活性化協議会を年4回、交通体系検討分科会を年4回程度開催し、本市公共交通のあり方について検討を行う。 ○住民説明会 AIオンデマンド交通の運行開始前に、LINEの使い方等の説明会を実施予定。

	状況	事業名	事業の目的	事業の内容	住民参画の実施により得たいもの、課題等	住民参画の方法
13	継続	那珂川市文化芸術推進計画策定事業 (社会教育課)	全ての住民が生涯を通して文化芸術に触れる機会を創出し、享受できる環境を充実させることで、文化芸術が持つ様々な価値を通じて市民生活をより豊かにすることを目的としている。令和6年3月に策定した「文化芸術推進計画」に基づき文化芸術施策の推進を目指す。	那珂川市文化芸術推進審議会を開催し、計画策定後の具体的な施策推進のため、推進案の検討を行う。また、審議結果について市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。	住民の文化芸術活動に関する実態を把握したい。課題としては、住民が主体的に文化芸術活動に関わることができる仕組みの必要性や、今後の計画の進捗管理を行っていく中でどのように住民の意見や状況を把握していくかが挙げられる。	○審議会 【那珂川市文化芸術推進審議会】 那珂川市文化芸術推進審議会において、計画策定後の施策の進捗状況について審議する。審議した結果等については、市ホームページに掲載し住民との情報の共有を図る。
14	新規	部活動地域移行事業 (スポーツ課)	那珂川市立中学校での部活動を、地域のスポーツ団体、文化団体等での活動に移行すること。 【予算の新規計上理由】 那珂川市立中学校での部活動を、地域のスポーツ団体、文化団体等での活動に移行するにあたり、部活動の地域移行に関する準備及び諸課題について検討するため。	部活動の地域移行に関する準備及び諸課題について検討するため、那珂川市学校部活動検討協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めていく。	地域クラブに参加する生徒の保護者目線としての意見を聞きたい。	○審議会 年に4回程度、協議会を実施する。
15	継続	子ども読書活動推進事業 (社会教育課)	全ての子どもを対象に、行政だけでなく地域と一緒に、子どもたちそれぞれの発達段階・個性に応じた読書活動を行うための環境づくりを推進し、読書活動が子どもたちの人生が豊かになる一助となることを目指す。	那珂川市子ども読書活動推進委員会を開催し、第3次那珂川市子ども読書活動推進計画に基づく市内各関係機関の子ども読書に関する取り組みの進捗管理を行う。また、計画推進に活かすため、市内の小中学生や、未就学児の保護者を対象にアンケートを実施し、同委員会などで結果を共有する。加えて、審議結果について市ホームページに掲載し、市民との情報共有を図る。	子どもたちの読書活動の実態を把握し、目的達成のためにより効果的な事業を実施していきたい。課題としては、子どもの読書活動を推進するための取り組みに積極的に参加していただけるよう、事業内容だけでなく、市民に対する周知方法に関しても工夫改善する必要性が挙げられる。	○審議会 【子ども読書活動推進委員会】 第3次那珂川市子ども読書活動推進計画に基づいて、市内各関係機関の子ども読書に関する取り組みの進捗確認等を行い、審議結果等については、市ホームページに掲載し市民との情報の共有を図る。 ○アンケート 子どもの読書活動に影響を与える要因を分析するため、市内小中学校の児童・生徒および市内幼稚園、保育所(園)・認定こども園の保護者を対象に、アンケート調査を実施する。
16	新規	国史跡保護事業 (文化財課)	国史跡安徳台遺跡の土地所有者及び関係区(安徳区)、及び今後の活用を見据えた関係団体(市内の歴史関係団体である郷土史研究会、歴史ガイドボランティア、歴史を学ぶ会、文化協会、教育文化振興財団、商工会、ボランティア団体)等を対象としている。 国史跡安徳台遺跡保存活用計画の推進に向け、史跡の管理運営等の取組を行い、保存活用計画に示した基本理念『「保全と再生と創出」がうみだす史跡と人との好循環』の形成に寄与することを目的とする。 【予算の新規計上理由】 令和5年度より協議会を設立し、国史跡安徳台遺跡の保存活用における、課題の整理及び対応について検討を進めてきた。そして、令和7年度より予算計上を行い保護事業を実施することとなったため。	目的を達成するため、史跡の管理運営等のための連絡調整、史跡の整備基本計画策定、その他目的達成のための必要な取り組みを実施する。 具体的には、連絡協議会において課題の整理や対応協議を進めながら、専門組織による整備基本計画策定に向け、基本構想の策定を計画しているため、基本構想策定における一プロセスとして、住民等参画のワークショップを実施していく。	整備までの過程に多くの人に参画してもらうことで、国史跡安徳台遺跡の認知度と整備への関心度を高めることに加え、関係者だけに留まらず整備後の活用や管理の担い手を増やしていくことを目指す。 一方で、整備までに一定の時間を要するため住民参画が途切れないように注意する必要がある。	○審議会 【国史跡安徳台遺跡保存活用連絡協議会】 保存活用計画の基本理念を達成するため、史跡の管理運営等のための連絡調整、史跡の整備基本計画策定、その他目的達成のための必要な取り組みについて協議を行い、具体的な事業の計画立案を進める。 ○ワークショップ 一般向けのWS全4回を実施し、市内外から参加者を募る。史跡整備された状況をイメージしながら、ワールドカフェ、カードワーク、意見交換などの方法を行いながらWSを進めていく。これと並行して、児童生徒を対象としたWSも実施し、幅広い世代の意見を集めていきたい。